

# 議第 83 号 呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、呉市の議会の議員の選挙の候補者が選挙運動に使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」といいます。）を無料（公費）で作成することができることとするための所要の整備をするものです。

## 2 法の一部改正の内容（平成 29 年法律第 66 号による改正）

法の一部改正により、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙権を有する者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用ビラを頒布することができるものとされるとともに、条例で定めるところにより選挙運動用ビラの作成について無料とすることができることとされました。

【参考】地方議会議員の選挙において頒布できるビラ

区分	単位	頒布できるビラの種類	枚数
指定都市以外の市の議会	候補者一人につき	選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ	4, 000 枚

## 3 施行期日等

平成 31 年 3 月 1 日（同日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。）